

香川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第23号

香川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

香川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和56年香川県教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、香川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する<u>公益信託ニ関スル法律</u>（大正11年法律第62号。以下「法」という。）<u>第1条</u>に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）の引受けの許可及び監督について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、香川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する<u>信託法</u>（大正11年法律第62号。以下「法」という。）<u>第66条</u>に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）に係る引受けの許可及び監督について、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(引受けの許可の申請)</p> <p>第2条 法第2条第1項の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 略(2) 信託行為の内容を記載した書類(3) 委託者となるべき者の<u>氏名、住所及び略歴を記載した書類</u>（法人の場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄付行為）（以下「履歴書」という。）(4) 略(5) 信託管理人を置く場合にあっては、信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書(6) 運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関（以下「運営委員会等」という。）を設置する場合にあっては、その名称及び構成員の数並びにその構成員となるべき者の就任承諾書及び履歴書(7) 略(8) 信託財産に属する財産となるべきものの権利及び価格を証する書類(9) 引受け当初の<u>信託事務年度及び翌信託事務年度</u>（信託事務年度の定めがない信託にあっては、引受け後2年間）の事業計画書及び収支予算	<p>(引受けの許可の申請手続)</p> <p>第2条 公益信託の引受けをしようとする者は、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 略(2) 信託行為(3) 委託者となるべき者の<u>履歴書</u>（法人の場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類。次号において同じ。）(4) 略(5) 信託管理人を置く場合にあっては、信託管理人に就任を予定している者の就任承諾書及び履歴書(6) 運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関（以下「運営委員会等」という。）を設置する場合にあっては、その名称及び構成員の数並びにその構成員に就任を予定されている者の就任承諾書及び履歴書(7) 略(8) 信託財産となるべき財産の権利及び価格を証する書類(9) 引受け当初の<u>年度及び翌年度</u>の事業計画書及びその事業計画に伴う収支予算書

書

(10) 略

(財産の移転の報告)

第3条 引受けを許可された受託者は、速やかに前条第7号の財産目録記載の財産の移転を受け、その移転を終わった後1月以内に、報告書にこれを証する登記所、銀行等の証明書類を添付して、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(事業計画書等の届出)

第4条 受託者は、毎信託事務年度（信託行為に別段の定めがないときは、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。以下同じ。）開始前に、翌信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を教育委員会に届け出なければならない。

2 受託者は、前項の規定による事業計画及び収支予算を変更したときは、速やかに変更後の事業計画書及び収支予算書を教育委員会に届け出なければならない。

(事業報告)

第5条 受託者は、毎信託事務年度終了後3月以内に、その信託事務年度における次に掲げる事項を記載した報告書にその年度末現在の財産目録を添付して、教育委員会に報告しなければならない。

(1)～(4) 略

(公告)

第6条 受託者は、前条の規定による報告をした後、遅滞なく、前信託事務年度の信託事務及び財産の状況を公告しなければならない。

(10) 略

(財産の移転の報告書の提出)

第3条 引受けを許可された受託者は、速やかに前条第7号の財産目録記載の財産の移転を受け、その移転を終わった後1月以内に、これを証する登記所、銀行等の証明書類を添付して、その旨を記載した報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(事業計画書等の届出)

第4条 受託者は、年度（信託行為に別段の定めがないときは、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。以下同じ。）開始前に、翌年度の事業計画書及びその事業計画に伴う収支予算書を教育委員会に届け出なければならない。

2 受託者は、前項の事業計画及びこれに伴う収支予算を変更したときは、速やかにその内容を記載した書類を教育委員会に届け出なければならない。

(事業の状況等の報告書の提出)

第5条 受託者は、年度終了後3月以内に、その年度末現在の財産目録を添付して、その年度における次に掲げる事項を記載した報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(公告)

第6条 受託者は、前条の報告書の提出をした後遅滞なく前年度の事業及び財産の状況を官報等により公告しなければならない。

(信託財産変更の報告書の提出)

第7条 受託者は、追加信託又は寄附により信託財産に変更があったときは、その種類及び価格並びに追加信託又は寄附後の信託財産の総額を記載した報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(信託財産の全部又は一部の取崩し等の承認の申請手続)

第8条 受託者は、信託財産の全部若しくは一部の取崩し又は信託財産の取

崩額の変更（以下「信託財産の取崩し等」という。）について、信託行為の定めるところにより教育委員会の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託財産の取崩し等をする事由、その内容及び計画を記載した書類
- (2) 財産目録
- (3) 信託財産の取崩し等をする信託財産の種類及び価格並びにその総額を記載した書類
- (4) 信託財産の取崩し等をした年度及び翌年度の事業計画書及びその事業計画に伴う収支予算書
- (5) 信託行為に定める信託財産の取崩し等の手続を経たことを証する書類

(信託の変更に係る書類の提出)

第7条 受託者は、法第5条第1項の特別の事情が生じたと認めるときは、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする事由を記載した書類
- (2) 信託の変更後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付しなければならない。

(信託の変更の許可の申請)

第8条 受託者は、法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする事由を記載した書類
- (2) 信託の変更をする根拠となる信託法（平成18年法律第108号）の規定（同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (3) 信託の変更後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

(信託条項の変更の認可の申請手続)

第9条 受託者は、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情による信託条項の変更について、信託行為の定めるところにより教育委員会の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託条項の変更の内容及びその事由を記載した書類
- (2) 信託行為の新旧の比較対照表
- (3) 信託行為に定める信託条項の変更の手続を経たことを証する書類

2 前項の信託条項の変更が、その公益信託の事業内容の変更に係るものである場合は、同項に掲げる書類のほか、その変更に係る第2条第7号から第9号までの書類を添付しなければならない。この場合において、同条第9号中「引受け当初の」とあるのは、「信託条項を変更した」と読み替えるものとする。

(4) 信託行為に定める信託の変更の手続を経たことを証する書類
2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付しなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第9条 受託者は、法第6条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 信託の併合を必要とする事由を記載した書類
 - (2) 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
 - (3) 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
 - (4) 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類
- 2 第2条第5号から第10号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第9号中「引受け」とあるのは、「信託の併合」と読み替えるものとする。

(吸収信託分割の許可の申請)

第10条 受託者は、法第6条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 吸収信託分割を必要とする事由を記載した書類
- (2) 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (3) 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (4) 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

(新規信託分割の許可の申請)

第11条 受託者は、法第6条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 新規信託分割を必要とする事由を記載した書類
(2) 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
(3) 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
(4) 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類
- 2 第2条第5号から第10号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第9号中「引受け」とあるのは、「新規信託分割」と読み替えるものとする。

(受託者の辞任の許可の申請)

第12条 受託者は、法第7条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 略
(2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
(3) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(検査役の選任の申請)

第13条 委託者又は信託管理人は、信託法第46条第1項及び法第8条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 選任を請求する事由を記載した書類
(2) 検査役の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の申請)

第14条 委託者又は信託管理人は、信託法第58条第4項及び法第8条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 略
(2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の辞任の許可の申請手続)

第10条 受託者は、やむを得ない事由により辞任しようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 略
(2) 信託財産及び収支の現況を記載した書類
(3) 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の請求手続)

第11条 委託者、その相続人、受益者又は信託管理人は、受託者の任務違反その他重要な事由により、教育委員会に対し受託者の解任を請求しようとするときは、解任請求書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 略
(2) 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

(新たな受託者の選任の申請)

第15条 委託者、信託管理人又は運営委員会等の構成員（以下「利害関係人」という。）は、信託法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな受託者の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
- (3) 新たな受託者となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- (4) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

(信託財産管理命令の申請)

第16条 利害関係人は、信託法第63条第1項及び法第8条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる处分（以下「信託財産管理命令」という。）を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 信託財産管理命令を請求する事由を記載した書類
- (3) 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第17条 信託財産管理者は、信託法第66条第4項及び法第8条の規定による許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- (2) 許可を受けようとする事由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第18条 信託財産管理者は、信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

(新受託者の選任の請求手続)

第12条 法第49条第1項に規定する利害関係人は、同項の規定により教育委員会に対し新受託者の選任を請求しようとするときは、選任請求書に第2条第4号に掲げる書類のほか信託財産及び収支の現況を記載した書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 辞任しようとする事由を記載した書類
 - (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
 - (3) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
- 2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第3号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の申請)

第19条 委託者又は信託管理人は、信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 解任を請求する事由を記載した書類
 - (2) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
- 2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第2号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の申請)

第20条 利害関係人は、信託法第74条第2項及び法第8条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下「信託財産法人管理命令」という。）を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 受託者の死亡の事実を記載した書類
- (2) 信託財産法人管理命令を請求する事由を記載した書類
- (3) 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の選任の申請)

第21条 利害関係人は、信託法第123条第4項又は同法第258条第6項及び法第8条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、申請

(信託管理人の選任の請求手続)

第13条 法第8条第1項に規定する利害関係人は、同項の規定により教育委員会に対し信託管理人の選任を請求しようとするときは、選任請求書に次

書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 略
- (2) 信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第22条 信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 辞任しようとする事由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の申請)

第23条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 解任を請求する事由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新たな信託管理人の選任の申請)

第24条 利害関係人は、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書

(信託の終了の申請)

第25条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第165条第1項及び法第8条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 信託の終了を請求する事由を記載した書類

に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 信託管理人に就任を予定されている者の就任承諾書及び履歴書

- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
 (3) 残余財産の処分の見込みに関する書類

(諸届出)

第26条 略

(1) 略

(2) 委託者、受託者又は信託管理人の氏名、職業又は住所に変更があったとき（法人の場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる業務又は主たる事務所の所在地に変更があったとき。）。

(3) 略

2 前項第3号の規定による届出の場合は、就任承諾書及び履歴書を添付しなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第27条 受託者は、信託事務を行う事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 信託行為及びこれに附属する書類
- (2) 委託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 公益信託に係る許可、届出等に関する書類
- (5) 運営委員会等の議事録
- (6) 事業報告書及び収支決算書
- (7) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 処務日誌
- (10) その他必要な書類及び帳簿

(諸届出)

第14条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかにその旨を記載した書類を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 略

(2) 委託者、受託者又は信託管理人の住所に変更があったとき（委託者又は受託者が法人の場合にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったとき。）。

(3) 略

2 前項第3号による届出の場合は、第2条第5号又は第6号の書類を添付しなければならない。

(書類及び帳簿の備付け等)

第15条 受託者は、その事務所に、次の表の左欄に掲げる書類及び帳簿を備え、それぞれ当該右欄に定める期間保存しなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

左欄	右欄
1 信託行為	永年
2 委託者、その相続人、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び履歴書	
3 財産目録	
4 許可、認可及び承認に関する書類	
5 運営委員会等の議事録	
6 事業報告書及び収支決算書	
7 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類	10年以上
8 事業計画書及び収支予算書	5年以上
9 処務日誌	1年以上
10 その他必要な書類及び帳簿	教育長が必要と認める期間

(業務の監督)

第28条 教育委員会は、法第3条及び法第4条第1項の規定により、受託者に対し、報告を求め、若しくは資料を提出させ、又はその職員をして公益信託の業務の処理について実地に検査させることができる。

2 教育委員会は、前項の検査の結果、是正する必要があると認めるときは、法第4条第1項の規定により、受託者に対し、財産の供託その他必要な処分を命ずることができる。

3 教育委員会は、法第4条第1項の規定により、必要があると認めるときは、事業計画及び収支予算について変更を命じ、又は運営委員会等の設置を命ずることができる。

4 略

(業務の監督)

第16条 教育委員会は、法第67条及び第69条第1項の規定により、受託者に対し、報告を求め、又は資料を提出させることができ、また、その職員をして公益信託の業務の処理について実地に検査させることができる。

2 教育委員会は、前項の検査の結果、是正する必要があると認めるときは、法第69条第1項の規定により、受託者に対し、財産の供託その他必要な処分を命ずることができる。

3 教育委員会は、法第67条の規定により、必要があると認めるときは、事業計画及びこれに伴う収支予算について変更を命じ、又は運営委員会等の設置を命ずることができる。この場合において、受託者に対して意見を述べる機会を与えるものとする。

4 略

(受託者の信託財産の取得の許可の申請手続)

第17条 受託者は、やむを得ない事由により信託財産をその者の固有財産としようとするときは、信託行為の定めるところにより許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 固有財産としようとする事由を記載した書類
- (2) 固有財産としようとする信託財産の種類及び価格並びにその総額を記載した書類
- (3) 固有財産としようとする信託財産の価格を証する書類
- (4) 信託行為に定める信託財産を固有財産とする手続を経たことを証する書類

(公益信託終了の報告書等の提出)

第18条 受託者は、公益信託が終了したときには、信託行為の定めるところにより直ちに次に掲げる書類を添付して、公益信託終了報告書を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 公益信託終了の事由を記載した書類
 - (2) 公益信託終了時における財産目録
 - (3) 信託行為に定める公益信託終了の手続を経たことを証する書類
- 2 受託者は、公益信託の終了に伴う残余財産の処分について、信託行為の定めるところにより教育委員会の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(公益信託の終了の報告等)

第29条 受託者は、信託が終了したときには、終了後1月以内に、信託の終了事由を記載した書類を教育委員会に提出しなければならない。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後1月以内に、次に掲げる書類を添えた報告書を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の清算が結了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書
 (2) 信託の清算結了時における財産目録
 (3) 残余財産の処分に関する書類

(委任)
第30条 略

- (1) 残余財産の処分の方法及び事由を記載した書類
 (2) 残余財産の種類及び価格並びにその総額を記載した書類
 (3) 信託行為に定める残余財産の処分の手続を経たことを証する書類

(委任)
第19条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。
(香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)
- 2 香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年香川県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(電磁的記録による保存の適用範囲) 第3条 略	(電磁的記録による保存の適用範囲) 第3条 書面保存等条例第3条第1項の規則で定める保存は、別表に掲げる条例等の規定による書面の保存とする。
(電磁的記録による作成の適用範囲) 第5条 略	(電磁的記録による作成の適用範囲) 第5条 書面保存等条例第4条第1項の規則で定める作成は、別表に掲げる条例等の規定による書面の作成とする。
別表（第3条、第5条関係） 1 略 2 香川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和56年香川県教育委員会規則第31号） <u>第27条（電磁的記録による保存又は作成について、信託法（平成18年法律第108号。同法に基づく政令及び法務省令を含む。）に別段の定めがあるものを除く。）</u>	別表（第3条、第5条関係） 1 略 2 香川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和56年香川県教育委員会規則第31号） <u>第15条</u>